

独立行政法人国立病院機構信州上田医療センター

附属看護学校

同窓会会則

令和元年 7月13日 一部改正

同窓会会則

第1章 総 則

[名称]

第1条 本会は独立行政法人国立病院機構信州上田医療センター附属看護学校同窓会と称する。

[目的]

第2条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与する。

[所在地]

第3条 本会本部は、長野県上田市緑が丘1丁目27番21号
独立行政法人国立病院機構信州上田医療センター附属看護学校内に置く。

第2章 事 業

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 同窓会総会の開催
2. 同窓会会報の発行
3. 会員名簿の保管・管理
4. 事業期間は、同窓会総会の翌日から次の同窓会総会当日までとする。
5. 原則として同窓会総会のお知らせは各回生幹事に依頼する。
6. 同窓会会報は2年に1度、同窓会総会後の報告を兼ねて発行する。

第3章 会員並びに組織

[会 員]

第5条 1. 本会は、正会員並びに特別会員をもって構成する。
2. 正会員は本学校の卒業生とする。
3. 特別会員は本学校の現学校長・教育主事・教員とし、総会において推薦した人（本学校に貢献した講師等）とする。
4. 本会の正会員は住所・姓名変更がある場合はただちに本会へ申し出なければならない。

[組 織]

第6条 本会は、会長・副会長・書記・会計・会計監査・および幹事を置く。

第4章 役 員

[役員および選出]

第7条 1. 本会に、下記の役員ならびに幹事を置く。
1) 会 長 1名

- 2) 副会長 2名
 - 3) 書記 2名
 - 4) 会計 2名
 - 5) 会計監査 2名
 - 6) 会報係 2名
 - 7) 幹事 各回生より2名
- 2. 役員は、正会員の中から選出する。
 - 3. 会長が任期途中で欠員となった場合、新会長は役員会にて選出する。
 - 4. 役員の任期は2年とする。ただし半数交代とする。
 - 5. 役員の任期途中であっても、3役の承認を得て、交代する人との申し送りが十分されていれば交代可能である。

[役員、幹事の職務]

- 第8条
- 1. 会長は本会を円滑に運営する義務がある。
 - 2. 副会長は会長を補佐し、会長に欠員が生じたときは、新会長が決定するまで任務を代行する義務がある。
 - 3. 書記は本会の庶務にあたる。
 - 4. 会計は本会の会計にあたる。
 - 5. 幹事は本会と会員との連絡・会の執行にあたる。
 - 6. 会報係は会報の作成を行う。

[役員、幹事の報酬]

- 第9条
- 1. 一期毎に会長・副会長に5千円、会計・書記・会報係は3千円とする。
 - 2. 各回生幹事は懇親会費出席者に限り懇親会費に1千円補助とする。

第5章 総会ならびに役員会

[総会]

- 第10条
- 1. 総会は、2年に1回、役員が決定した7月の土曜日に関き、2年間の収支決算、その他提出議題の議決をする。
 - 2. 会長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。
 - 3. 総会の議決は出席会員の過半数をもって決定する。
 - 4. 総会における議長1名、書記1名は会員の中から選出する。
 - 5. 次の事項は総会において承認を得なければならない。
 - 1. 収支の決算
 - 2. 予算内容
 - 3. 会則の変更
 - 4. その他の役員会において必要と認めた事項

[役員会]

- 第11条
- 1. 本会に役員会を置く

2. 役員は、会長・副会長・書記・会計・会計監査をもって構成する。
3. 会長は必要と認めるとき役員会を招集することができる。
4. 役員会は年4回開催し、必要に応じ幹事の招集をおこなう。

第6章 会 計

[会計]

- 第12条
1. 本会の運営は入会金および寄付金による。
 2. 本会会費は永久会費として一人1万円とする。
 3. 会費の納入は本学校卒業時とする。
 4. 会長が必要と認めた場合、総会にはかり臨時会費を徴収することができる。

[会計監査]

- 第13条
1. 会計監査は本会の収入・支出の状況を監査する。
 2. 監査は総会前に行う。

第7章 顧 問

[顧問]

- 第14条
1. 本会に顧問を若干名置。
 2. 顧問は、現学校長・教育主事とし本会の運営につき相談役となる。

付 則

本会則は昭和56年7月18日より施行する。
本会則は昭和62年9月5日に一部改正する。
本会則は平成2年9月8日に一部改正する。
本会則は平成4年9月5日に一部改正する。
本会則は平成5年9月4日に一部改正する。
本会則は平成9年10月3日に一部改正する。
本会則は平成13年9月8日に一部改正する。
本会則は平成19年7月7日に一部改正する。
本会則は平成21年7月4日に一部改正する。
本会則は平成23年7月2日に一部改正する。
本会則は平成25年7月6日に一部改正する。
本会則は平成27年7月4日に一部改正する。
本会則は令和元年7月13日に一部改正する。

細 則

慶弔に関する会則の細則を次のように定める。

1. 会員および特別会員の叙勲の場合は祝電を送る。

2. 特別会員の退官の場合は餞別 5 千円を贈る
3. 特別会員の現校長・教育主事の転勤の場合も餞別 5 千円を贈る。
4. 看護学校の式典に祝電と式場花、又はコサージュを贈る。

上記 1～5 の場合、詳細については役員会で決定する。

名簿について

会則第 5 条—4 に基づき、各回生に連絡し、住所・姓名の変更を明らかにする。幹事は役員会で変更事項の確認をする。